

MINATO株式会社 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年5月1日 ～ 令和5年4月30日 までの3年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 所定外労働の現状を把握し、社内検討委員会での検討を開始する
- 社内広報により、ノー残業デーの導入を周知させる
- ノー残業デーを実施し、所定外労働の削減を推進する

目標2：年次有給休暇の取得率が95%以上となるよう、年次有給休暇の取得を推進する。

<対策>

- 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。

<対策>

- 検討会の設置し、意見収集を行う
- 社内広報などにより、社員への参観日実施についての周知
- 参観日の実施、社員へのアンケート調査、次回に向けての検討